

よこぜまち

子育て・子育ち 応援ガイドブック

Colorful Town YOKOZE



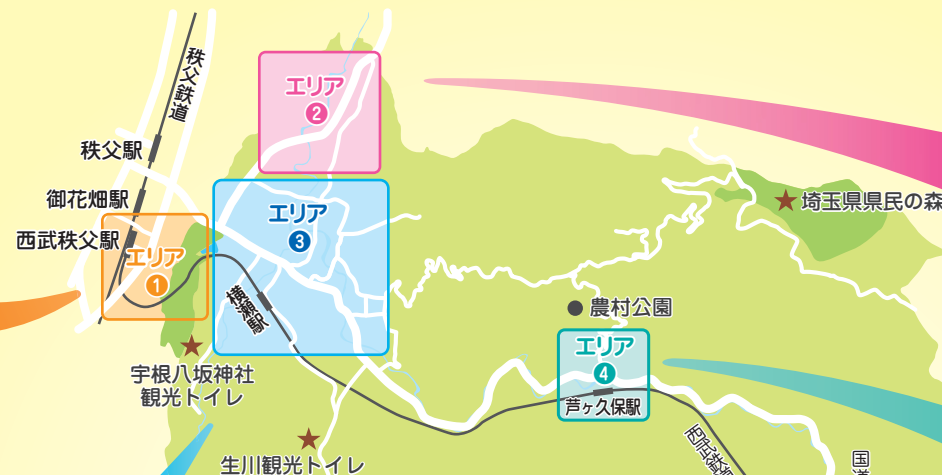
目次

町内の主な施設	4
子育てカレンダー	6
1 妊娠から出産まで	8
○マイ・エンゼル支援事業	○パパ・ママ応援ショップ事業
○母子健康手帳の交付	○出生届
○妊婦支援給付金(妊娠時／出産時)	○出生連絡票
○妊婦健康診査費の助成	○国民年金保険料の産前産後期間保険料免除制度
○妊婦訪問「はじめの一步」	○育児支援家庭訪問事業
○ほっとハグくむ…ママサロン♪	○遠方出産交通費・宿泊費支援助成金
2 こどもの健やかな成長を願う母子保健事業	14
○乳幼児健診	○ブックスタート
○定期予防接種費用補助金	○新生児訪問(こんにちは赤ちゃん事業)
○定期予防接種	○赤ちゃん・ちびっこなんでも相談室
○産後ケア事業	○はぐくみ相談・発達相談・家族すくすく相談
3 子育て家庭を応援する助成・手当等	18
○出産育児一時金	○チャイルドシート購入費補助金
○出産祝い金	○児童手当・児童扶養手当
○よこぜベビーギフト	○多子世帯の保育料等減免措置
○新生児聴覚検査費の助成	○小学校等入学祝い金
○産後健康診査費の助成	○中学校等巣立ち応援金
○乳房ケアの助成	○検定受検料の助成
○医療費の助成	○就学援助費の支給
○新婚世帯家賃補助	○学校給食費の助成
○紙おむつ排出用ごみ袋の支給	
4 こどもの疾病がわかったら	26
○手帳の交付	○医療費の助成
○障害児福祉手当	○児童福祉法に基づくサービス・
○特別児童扶養手当	障害者総合支援法に基づくサービス
○在宅重度心身障害者手当	○その他の障がい福祉サービス

5 こどもを預けたいとき	30
○ファミリー・サポート・センター事業	○認定こども園(幼保連携型)
○学童保育室	○保育所
○放課後等子ども教室	○認可外保育施設
○一時保育事業(横瀬町保育所)	○ベビーシッター(認可外保育施設)
6 こども同士・親同士の集まる場	34
○育児学級 赤ちゃんくらす	○横瀬児童館
○エリア899	
7 子育ての相談窓口	36
○すくすくエール こども家庭センター	○地域子育て支援センター
8 病気やけが、災害に備えて	37
○急病のときの連絡先	○こどもや乳幼児のための防災備蓄品
○自動体外式除細動器(AED)の配備	○赤ちゃん防災
9 子育てを応援するネットワークや事業	40
○要保護児童対策地域協議会	○赤ちゃんの駅
○児童虐待の防止	○子育てアプリ「よこハグ」
○母子愛育会	○ベビーケアルーム mamaro(ママロ)
○パパ・ママ応援ショップ事業	

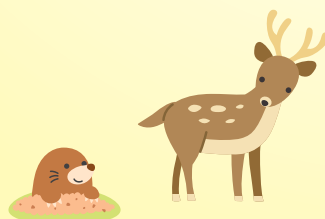


※各種申請書等は、町等のホームページからダウンロードできます。
 ※申請に必要なものや申請要件などは、当ガイドブックに記入されているもの以外にも必要な場合があります。詳しくは担当課までお問い合わせください。
 ※掲載内容は令和7年3月現在(または令和7年4月からの適用事項)の情報をもとに作成しており、内容が変更される場合があります。
 最新の情報は、「広報よこぜ」や町ホームページ、担当課でご確認ください。



施設名
について

- (赤文字) こどもや子育てに関連のある公共施設
- (緑文字) 医療機関
- (橙文字) 保育所・こども園・児童館・学童保育
- ★ 赤ちゃんの駅





子育てカレンダー

年齢 月齢	0歳										1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳			
	妊娠前	妊娠	出産	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	10か月	6か月								
対象事業等	▲マイ・エンゼル支援事業	▲妊婦訪問「はじめの一步」妊娠5か月頃 ▲妊婦支援給付金（妊娠時） ▲母子健康手帳交付・妊婦健診助成券交付	▲出生届（出生連絡票）	手続き - 遠方出産交通費・宿泊費支援助成金 - 乳房ケア助成 - 産後健康診査費助成 - 新生児聴覚検査費助成 - チャイルドシート購入費補助 - 紙おむつ排出用ごみ袋支給 - 子ども医療費・児童手当 - 出産育児一時金・出産祝い金 - よこせベビーギフト							▲妊婦支援給付金（出産時）	3〜4か月児健診	9〜10か月児健診	1歳6か月児健診	1歳児健診	2歳児歯科健診	3歳児健診	5歳児健診	▲小学校等入学祝い金手続き
	※ 健診の対象者には個別に通知します。																		
	新生児訪問（こんにちは赤ちゃん事業） → p16																		
	はぐくみ相談・発達相談《要予約》 → p17																		
	赤ちゃん・ちびっこなんでも相談室 → p16																		
	育児学級 赤ちゃんくらす → p34																		
産後ケア事業 → p16																			
家族すくすく相談 → p17																			
育児支援家庭訪問事業（子育て世帯訪問支援事業） → p12																			
ほっとハグくむ...ママサロン♪ ※ちちぶ定住自立圏事業 水・金曜日 → p11																			

予防接種

予防接種は、法によって対象疾患や対象者および接種時期が定められた定期予防接種と、それ以外の任意予防接種があります。

接種年齢や接種期間を過ぎると有料になる場合がありますので、接種の時期を守りましょう。

●それぞれの予防接種の望ましい時期の例を示しています。実際に接種する種類とスケジュールは、かかりつけ医などと相談しましょう。

●なお、今後の法改正等で接種方法等が変更されることがあります。

※詳しくは15ページをご覧ください。

定期予防接種名		乳児期						幼児期						学童期						
		2か月	3か月	4か月	5か月	6〜8 か月	9〜11 か月	12か月	15か月	18か月	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳以上	
個別	B C G				1回															
	□ ロタリックス	1回	2回																	
	タ ロタテック	1回	2回	3回																
	小児用肺炎球菌	1回	2回	3回				追加1回												
	B型肝炎	1回	2回			3回														
	五種混合	1回	2回	3回				追加1回												
	麻しん風しん混合							1回						2回	※幼稚園等の年長児(4月1日〜3月31日)					
	水痘							1回	2回											
	日本脳炎	対象期間 標準的な接種期間											1回	2回			2期1回		13歳まで	
	二種混合																	11歳〜13歳 (1回)		
HPV(子宮頸がん)																				13〜14歳 (3回)

対象期間

標準的な接種期間



マイ・エンゼル支援事業 ①

▶ 早期不妊検査費・不育症検査費の助成

こどもを望むご夫婦に対し、不妊検査・不育症検査に係る費用の一部を助成します。加入されている医療保険から自己負担分にかかる給付を受けたときは、その額を控除して助成します。

対象者	以下のすべてに該当するご夫婦 ○ 法律上の婚姻をしていること(入籍後に開始した検査のみが対象となります) ○ 申請日において夫婦のどちらかが横瀬町に住民登録があり、町に住所を有する期間において不妊検査・不育症検査を受けていること ○ 検査開始時において妻の年齢が43歳未満であること
助成回数	不妊検査は生涯1回、不育症検査は生涯1回
内 容	・ 助成金の額は、不妊検査・不育症検査に要した医療費の自己負担額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を助成します。ただし、助成額が20,000円を上回るときは、20,000円を限度として助成します。なお、特定不妊治療による助成金等の他の助成金を受けている場合は、対象となりません。 ・ 指定医療機関および助成対象医療機関の医師が、不妊症または不育症の診断のために行う一連の検査が対象です。また、指定医療機関と連携した泌尿器科が実施した検査も対象です。 ※医療機関の詳細については町ホームページをご覧ください。
申請に必要なもの	① 早期不妊検査費・不育症検査費助成申請書 ② 早期不妊検査実施証明書・横瀬町不育症検査実施証明書 ③ 医療機関が発行する領収書の原本 ④ 健康保険証、印鑑 ⑤ 金融機関名、支店名、口座番号、種別、口座名義人が確認できるもの(口座名義人は、申請者と同一方)
申請期間	申請の期間は、検査期間の終期の属する年度または検査開始日から1年を経過した日の属する年度のいずれか早い年度内(夫婦共に検査を受けた場合は、どちらか早いほうの日) ※詳しくはお問い合わせください。

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp



マイ・エンゼル支援事業 ②

▶ 不妊・不育治療費の助成

不妊・不育治療を行っているご夫婦に対し、不妊・不育治療に要する医療費の一部を助成します。加入されている医療保険から自己負担分にかかる給付を受けたときは、その額を控除して助成します。

対象者	以下のすべてに該当するご夫婦 ○ 法律上の婚姻をしていること (入籍後に開始した治療のみが対象となります) ○ 申請日において横瀬町に住民登録があること ○ 申請日において町税の滞納がないこと ○ 医療保険に加入していること ○ 生活保護を受けていないこと
助成回数	同一のご夫婦に対して不妊治療は生涯3回、不育治療は生涯3回
内 容	助成金の額は、医師の証明する治療期間ごとの不妊・不育治療費の自己負担分の2分の1の額を助成します。ただし、当該額が1回につき100,000円を上回るときは、100,000円を限度として助成します。
申請に必要なもの	① 横瀬町不妊・不育治療費助成金交付申請書 ② 不妊・不育治療医師証明書 ③ 医療機関が発行する領収書の原本 ④ 投薬があった場合は、薬剤内訳証明書に調剤薬局が発行する領収書の原本 ⑤ 健康保険証、印鑑
申請期間	申請の期間は、1回の申請につき、不妊・不育治療を開始した日の属する月から3年以内かつ医師の証明する治療期間終了日から1年以内。 ※1年度内に1回のみ。

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

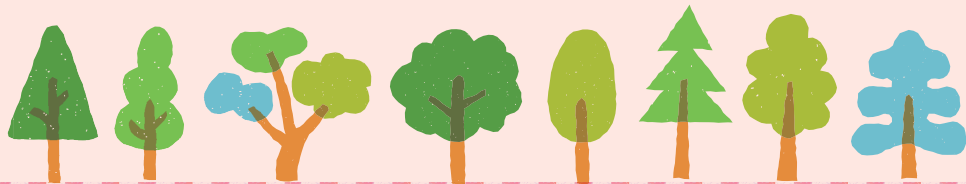


母子健康手帳の交付 ※個人番号(マイナンバー)が必要になります。

妊娠届を提出した方に、母子健康手帳を健康子育て課の窓口で交付します。妊娠の届出をされる時は、下記のものをお持ちください。

妊婦本人が届出をする場合	① 妊娠届出書 ② 個人番号カードまたは通知カード ③ 本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート等)
代理人が届出をする場合	① 妊娠届出書 ② 妊婦本人の個人番号カードまたは通知カード ③ 代理人の本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート等) ④ 委任状

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp





妊婦支援給付金（妊娠時／出産時）

妊娠された方を対象に、給付金を支給します。

対 象 者	○ 他の自治体で給付金を受けていない方 ○ 妊娠届を提出した方
支給時期と金額	・ 妊娠届出時に50,000円 ・ 出産により胎児の数が明らかになった時に胎児の数×50,000円

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp



妊婦健康診査費の助成

妊娠中の健診14回分と超音波検査等の検査費用の一部を助成します。

母子健康手帳の交付と同時にお渡しする「妊婦健康診査助成券」を、健診時に母子健康手帳と一緒に医療機関へ提出してください。

注意 妊婦健康診査助成券は、発行市町村に住所を有する場合のみ利用可能ですので、転出した場合は、転出先の市町村で交付している受診券等を利用してください。

▶ 助成費の事後申請

助成券を利用せず委託外医療機関等で受診した場合は、負担した健診費用のうち受診内容に該当する費用を申請することができます。

対 象 者	○ 妊婦健診受診日において町内に住所を有し、母子健康手帳の交付を受けている方 ○ やむを得ない理由で助成券を利用せず健診を受けてしまった方、または委託外医療機関で受診した方
申請に必要なもの	① 妊婦健康診査補助金交付申請書 ② 健診受診結果等必要事項が記載された母子健康手帳の写し ③ 受診した医療機関が発行した領収書の写し ④ 申請する健康診査に該当する助成券 ⑤ 印鑑 ⑥ 申請者本人名義の口座番号が確認できるもの（通帳、キャッシュカード等）
申請の時期	妊婦健診の受診日から起算して6か月以内に申請してください。

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp



妊婦訪問「はじめの一步」

女性にとって特別な妊娠期を少しでも安心して過ごせるように、そして、無事に出産を迎えられるように、保健師がご自宅を訪問し、妊娠中の不安や心配事等の相談に応じます。訪問の時期は妊娠5か月頃で、希望によりその前後の時期に訪問することもできます。

対 象 者	妊娠中の方
利用方法	母子健康手帳交付時に、保健師から訪問についてお伝えします。

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp



ほっとハグくむ...ママサロン♪

秩父圏域1市4町（秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町）では、「ちちぶ定住自立圏事業」として、妊産婦等が抱える「妊娠・出産や子育てに関する悩み」を解消し「妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援」を実施するため、「ほっとハグくむ...ママサロン♪」を開設しています。

お母さんと赤ちゃんの本来の持つ力を活かして、楽しく子育てができるように助産師がお手伝いします。不妊・不育症に関する相談、妊婦さんの育児準備に関する相談、授乳や育児に関する相談に対応します。相談は無料です。

対 象 者	○ 妊婦、子育て中の方とそのこども ○ 妊娠を希望する方
会 場	横瀬児童館 ※ 巡回相談を行っているため、会場の変更があります。広報等でご確認ください。
利用時間	水・金曜日 午前の部 10:00～12:00／午後の部 13:00～15:00

問 横瀬児童館 TEL 0494-22-2072 / FAX 0494-22-2072 / E-mail jidoukan@town.yokoze.saitama.jp



パパ・ママ応援ショップ事業

「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を協賛店舗で提示すると割引等のサービスが受けられる、妊娠中の方およびこどものいる家庭への優待制度です。カードは健康子育て課で配布しています。詳しくは41ページをご覧ください。

問 埼玉県福祉部 こども政策課 こどもまんなか担当 TEL 048-830-3343 / FAX 048-830-4784
健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp



出生届

赤ちゃんが生まれたら、出生届を出しましょう。

届出に必要なもの	① 出生届書 ② 母子健康手帳
届出の時期	生まれた日を含め14日以内
そ の 他	届出は、本籍地、所在地、出生地のいずれかで行ってください。

問 町民課 TEL 0494-25-0115 / FAX 0494-21-5155 / E-mail choumin@town.yokoze.saitama.jp



出生連絡票

赤ちゃんが生まれたら、早めに母子健康手帳と一緒に提出した出生連絡票を提出してください。後日、新生児訪問等のご案内をさせていただきます。

届出に必要なもの	出生連絡票
届出の時期	赤ちゃんの出生後、できるだけ早く提出してください。
提出方法	郵送、または健康子育て課窓口へ直接提出してください。

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp



国民年金保険料の産前産後期間保険料免除制度

国民年金第1号被保険者が出産した際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度です。

対象者	国民年金第1号被保険者の方
免除期間	出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間 (多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間)
届出期間	出産予定日の6か月前から届出可能(出産後でも届出可能)
届出に必要なもの	出産前：母子健康手帳など 出産後：原則不要(出産日は町役場で確認できるため) ただし、子と世帯が別の場合は出生証明書など出産日および親属関係を明らかにする書類

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます)

※産前産後期間として認められた期間は保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

問 町民課 TEL 0494-25-0115 / FAX 0494-21-5155 / E-mail choumin@town.yokoze.saitama.jp



育児支援家庭訪問事業

出産後間もない育児や家事の負担を軽減し、安定したこどもの養育環境を整えるため、ちょっとしたお手伝いが必要な家庭に保健師のほかに助産師、栄養士、保育士、ヘルパー等を派遣します。家事援助や育児・栄養指導などのお手伝いをさせていただきます。

対象者	育児不安や育児ストレスを感じており、育児や家事の支援を希望する家庭
支援内容	① 産褥期の母子に対する育児支援や簡単な家事等の援助 ② 未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導 ③ 養育者の身体的・精神的不調状態に対する相談など ④ 若年の養育者に対する育児相談など ⑤ その他、養育相談や発達相談など
利用方法	事前に健康子育て課へご相談ください。

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp



遠方出産交通費・宿泊費支援助成金

遠方の分娩取扱施設で出産する必要のある妊婦の方を対象に、安全で安心な出産ができるよう、出産に係る交通費および宿泊費の一部を助成します。

対象者	○ 住所地(里帰りしている場合は、里帰り先の居住地。以下同じ。)から最も近い分娩取扱施設まで概ね60分以上の移動時間を要する ○ 医学的な理由等により、周産期母子医療センターで分娩の必要がある妊婦の方で、住所地から最も近い周産期母子医療センターまで概ね60分以上の移動時間を要する ※「概ね60分以上の移動時間を要する」とは、公共交通機関の利用、自家用車の使用等のうち、妊婦の方が選択した移動手段で、地理的条件や気象条件、交通事情などの事情を勘案して、標準的な移動時間が概ね60分以上を要すると町が認めるものとします。 ※また、「概ね60分以上の移動時間を要する」は、「概ね30キロメートル以上の移動距離を要する」と読み替えることができるものとします。
支援内容	◆ 交通費 次の経費を合算した額 ・ タクシーの場合：実費額 × 0.8 ・ 自家用車の場合：移動距離(km) × 18円 × 0.8 ・ 公共交通機関の場合：実費額 × 0.8 ・ 有料道路使用の場合：実費額 × 0.8 ◆ 宿泊費 1泊分の実費額(上限10,900円)－2,000円×宿泊日数(上限14泊)
申請に必要なもの	出産日から1年以内に次の書類を提出してください。 【必須】 ① 遠方出産交通費および宿泊費支援助成金交付申請書 ② 助成金交付申請額計算書 ③ 出産日と出産場所が記載されている母子健康手帳の写し ④ 印鑑 【該当の場合必要】 ○ 実費額がある場合 ・ 実費額を証明する領収書または領収書に類する書類(交通費はタクシーを利用した場合) ○ 里帰りしている場合 ・ 里帰り先の居住地の住所を示す公的な書類 ○ 周産期母子医療センターを利用した場合 ・ 妊婦健康診査受診票、医師の診断書または診療情報提供書等の周産期母子医療センターを利用する医学的な理由等を証明する書類

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp



乳幼児健診

こどもの健やかな成長を見守るため、乳幼児健診を利用しましょう。
対象者には、個別に通知します。

3～4か月児健診	身体測定、医師の診察、保健師による保健指導、栄養士による栄養相談を行います。
9～10か月児健診	身体測定、医師の診察、歯科衛生士によるブラッシング指導、保健師による保健指導、栄養士による栄養相談を行います。
1歳児健診	身体測定、医師の診察、歯科衛生士によるブラッシング指導、保健師による保健指導、栄養士による栄養相談を行います。
1歳6か月児健診	身体測定、医師・歯科医師による診察、歯科衛生士によるブラッシング指導、保健師による保健指導、栄養士による栄養相談等を行います。
2歳児歯科健診	歯科医師による診察、歯科衛生士によるブラッシング指導・フッ素塗布、保健師による保健指導、栄養士による栄養相談等を行います。
3歳児健診	身体測定、尿検査、視力検査、聴力検査、屈折検査、医師・歯科医師による診察、歯科衛生士によるブラッシング指導・フッ素塗布、保健師による保健指導、栄養士による栄養相談等を行います。
5歳児健診	身体測定、屈折検査、医師・歯科医師による診察、歯科衛生士によるブラッシング指導・フッ素塗布、保健師等による保健指導、栄養士による栄養相談等を行います。

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

定期予防接種費用補助金

重症の疾病にかかっている場合や長期の里帰り等で指定医療機関で定期予防接種が受けられなかった場合の予防接種費用を補助します。

対象者	○ 重症の疾病に罹患している方 ○ 身体または心身に重度の障がいがある方 ○ 家庭の事情等により必要と認められる方
届出に必要なもの	① 定期予防接種費用補助金申請書 ② 予防接種費用の領収書 ③ 予防接種済証または母子健康手帳 ④ 印鑑
その他	予防接種を受ける前に「定期予防接種申込書」を提出してください。 予防接種をした年度の3月末日までに申請してください。

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp



定期予防接種

▶ 個別予防接種

委託医療機関に予約を取って、接種を行ってください。

予防接種名	対象者	標準的な接種期間	接種回数
ロタリックス ロタテック	生後6週～24週	初回：生後2か月～14週6日	初回接種から27日以上の間隔を開けて計2回
	生後6週～32週		初回接種から27日以上の間隔を開けて計3回
B C G	1歳未満	生後5か月～生後8か月	1回
小児用肺炎球菌	生後2か月～5歳未満	生後2か月～7か月未満で接種開始	初回：3回（27日以上の間隔） 追加：1回（初回終了後60日間以上の間隔をあけ、生後12か月以降） ※生後7か月以上で接種開始すると、接種回数が変わります。
B型肝炎	1歳未満	生後2～9か月未満	27日以上間隔をあけて2回 その後1回目から139日以上あけて1回接種
五種混合	生後2か月～7歳6か月未満	1期初回：生後2か月～7か月 1期追加：1期初回終了後、6か月～1年6か月の間	1期初回：3回（20日～56日の間隔） 1期追加：1回（1期初回終了後、6か月～1年6か月の間）
麻しん 風しん混合	1期：1歳～2歳未満 2期：幼稚園等の年長児	—	1期、2期 各1回接種
水痘	1歳～3歳未満 ※ただし、既に水痘にかかったことのある方は受けられません。	初回：1歳～1歳3か月未満 追加：初回終了後、6か月～1年の間	初回：1回 追加：1回 ※初回終了後、6か月～1年の間に1回接種
日本脳炎	1期：生後6か月～7歳6か月未満 2期：9歳～13歳未満	1期初回：3歳～4歳 1期追加：4歳～5歳 2期：9歳～10歳	1期初回：2回（6日～28日の間隔） 1期追加：1回（1期初回終了後おおむね1年あける） 2期：1回
二種混合	11歳～13歳未満	11歳～12歳未満	1回
HPV（子宮頸がん）	小学6年生～高校1年生の女子	中学1年生（13歳相当）の女子	3回（一部例外あり） ※接種を希望する場合は、健康子育て課へご連絡ください。

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

産後ケア事業

出産後のお母さんの心身の回復はもちろん、良好な母子の愛着形成のため、出産や育児で疲れたお母さんの体と心のケア、また赤ちゃんのケアのサポートなども行います。(自己負担あり)

対象者	横瀬町に住所があり、かつ産後の体調不良や育児不安等がある方 ※感染症にかかっている方、もしくは入院加療を必要とする方は受けられません。
内容	産後ケア施設(日帰り・デイサービスのいずれかの方法)で次のサポートを受けられます。 ・体のサポート：身体を休めてリフレッシュ ・心のサポート：子育ての悩みを聞いて不安を取り除くお手伝い ・授乳のサポート：授乳の方法についてアドバイス(授乳ケアを含む) ・育児のサポート：沐浴の仕方など赤ちゃんのケアについてアドバイス

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

ブックスタート

親子のふれあいと本についてのお話の他、絵本をプレゼントします。

利用方法 3～4か月児健診時にご案内します。

問 横瀬町立図書館 TEL 0494-22-2267 / FAX 0494-22-9012 / E-mail kaikan@town.yokoze.saitama.jp

新生児訪問(こにちは赤ちゃん事業)

保健師が生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、発育・発達の相談や乳幼児健診、予防接種等の説明を行います。

利用方法 赤ちゃんが生まれたら、出生連絡票を健康子育て課へ提出してください。
日程調整の上で、家庭へお伺いします。

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

赤ちゃん・ちびっこなんでも相談室

身体測定、保健師による発達や育児に関する相談、栄養士による栄養相談、離乳食の試食を行います。

開催日	広報よこぜ、町ホームページ、子育てアプリ「よこハグ」、健診等で配布されるチラシ等でご確認ください。
日時	受付時間：10:00～11:30
会場	総合福祉センター
対象者	乳幼児とその保護者
利用方法	・受付時間内に、会場へお越しください。 ・母子健康手帳をご持参ください。
その他(離乳食相談)	離乳食相談については、次のとおりとなります。 ・対象：離乳食開始前～生後12か月までの乳児とその保護者 ・受付時間：10:00～10:30 / 10:30～11:00 ・定員：各時間5枠(計10人まで)

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

家族すくすく相談・はぐくみ相談・発達相談

子育てについて不安や悩みを抱えている方、親子関係・夫婦関係等で悩みを抱えている方のために、保健師のほか助産師、心理職、栄養士等の専門職が安心して子育てができるよう支援します。利用を希望される方はお気軽にご相談ください。

対象者	18歳未満のこどもがいるご家族
日時・会場	ご相談の上、調整
費用	無料
利用方法	利用を希望される方は、健康子育て課にご連絡ください。

▶ 家族すくすく相談

子育てのこと、親子関係のこと、家族関係のこと、子育て中の保護者の方自身のご相談など、幅広く利用していただけます。保健師のほか助産師、心理職等が、安心して子育てができるよう支援します。

【よくある相談内容】

- ・自分の子育て、これでいいのかな?こんな時はどうしたらよいの?
- ・近くに相談できる人がいない。話を聞いてほしい。
- ・家族との関係について悩んでいる。
- ・反抗期、思春期、性のこと、どうしたらよいのか。
- ・イライラして、ついこどもに当たってしまう。
- ・なかなか子育てがうまくいかない。パンクしそう。 など

▶ はぐくみ相談

こどもたちがこころもからだも健やかに育ち、持てる力を最大限に発揮することができるよう、専門スタッフが「ことば」「運動」「作業」「発達全般」のことをはじめ様々な相談に応じます。

【よくある相談内容】

- ・ことば(発音がはっきりしない、ことばが出てこない、吃音がある)、きこえ、食べることにについて気になることがある。
- ・転びやすい、長く歩けない、歩き方がぎこちない、内股、外股。
- ・手先が不器用、身体の使い方がぎこちない、着替えが難しい、集団生活が難しい など。

▶ 発達相談

こどもについて理解を深め、関わり方やよりよく生きる力を伸ばせるよう発達検査を実施します。まずは、心理職の先生との面談が必要となります。また、就学前後の検査は保育所やこども園、学校や教育委員会等の関係機関と連携し相談に応じます。

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

乳幼児突然死症候群(SIDS)から赤ちゃんを守ろう!!

1. うつぶせ寝は避けましょう
2. できるだけ母乳で育てましょう
3. タバコは絶対にやめましょう

乳幼児突然死症候群(SIDS)とは、それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく、眠っている間に突然死をしてしまう病気です。原因は明らかではありませんが、左記のことを日頃から心がけることで発生を減らせることがわかってきています。

出産育児一時金

出産者の加入している健康保険制度から、出産児1人につき500,000円（産科医療補償制度加算の対象とならない出産は488,000円）が支給されます。また、出産だけでなく、死産、流産または人工妊娠中絶の場合でも、妊娠85日（4か月）以上であれば支給対象となります。

申請を行う際は、原則として、医療機関等が出産育児一時金の手続と受領を代理して行う「直接支払制度」を利用します。この場合、医療機関等で支払う分娩（出産）費用については出産育児一時金を上回った額（差額）となるため、あらかじめ多額の出産費用を用意しなくてはなりません。

横瀬町国民健康保険の被保険者で直接支払制度を利用しない場合の申請手続は、担当までお問い合わせください。

※横瀬町国民健康保険の被保険者以外の方は、それぞれ加入している健康保険制度の窓口にお問い合わせください。

問 町民課 TEL 0494-25-0115 / FAX 0494-21-5155 / E-mail choumin@town.yokoze.saitama.jp

出産祝い金

出産のお祝いと子育て世帯への支援を目的とした制度で、第1子に30,000円、第2子に50,000円、第3子以降に100,000円を支給します。

対 象 者	○ 子の父または母（養育する親がいない場合は、その子を養育する方） ○ 子の誕生日において町内に住所を有し、引き続き6か月以上住所を有する方 ○ 申請日において町税の滞納がない方
申請に必要なもの	① 出産祝い金受給資格認定申請書 ② 母子健康手帳 ③ 印鑑 ④ 申請者本人名義の口座番号が確認できるもの（通帳、キャッシュカード等）
申請の時期	誕生日から1年以内

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

よこぜベビーギフト

「横瀬町に生まれてくれてありがとう」の気持ちをこめて、ベビーギフトをお贈りします。

対 象 者	町内在住で、出生したこどもがいる世帯
内 容	10,000円相当のギフト（赤ちゃん用品、食品等） ※令和7年4月1日以降に生まれた方
申請方法	出生届提出時に健康子育て課で配布するチラシの2次元コードから申請
申請の時期	こどもの1歳の誕生日の前日まで

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

新生児聴覚検査費の助成

新生児等の聴覚検査費用の一部を助成します。

先天性難聴は1,000人に1～2人の割合で出現すると言われています。生まれつきの難聴は気づかれにくいため、「新生児聴覚検査」を受けるようおすすめします。早期のうちから適切な治療を行うことにより、ことばやこころの発達等への影響が最小限に抑えられることが分かっています。

対 象 者	生後6か月未満である新生児等で、検査受診日において町内に住民登録している方
内 容	聴覚検査は自動聴性脳幹反応検査(AABR)、聴性脳幹反応検査(ABR)、耳音響放射検査(OAE)の検査方法に限り、1人につき検査1回まで、5,000円を限度として助成します。
申請に必要なもの	① 新生児聴覚検査費用助成金交付申請書 ② 医療機関等が発行した領収書 ③ 聴覚検査結果等が記載されている母子健康手帳の写しまたは書類 ④ 印鑑
申請の時期	聴覚検査の受診日から起算して6か月以内に申請してください。

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

産後健康診査費の助成

すべての産婦が健診を受けられるよう、産後健診費用の一部を助成します。

心身が最も不安定となるといわれる産後間もない時期に健診を受けることで、お母さんの身体的な回復状況に加えて、授乳がうまくいっているか、育児の悩みや不安はあるかなど、出産後のお母さんの状態を精神面も含めて幅広く把握することができます。

これにより必要に応じ、早期に次の支援へ繋げることが期待できます。

対 象 者	産婦健診受診日において町内に住民登録している方
内 容	産後健診に要した費用について産婦1人につき1回分5,000円を限度として助成します。
申請に必要なもの	① 産後健診推進事業助成金交付申請書 ② 医療機関等が発行した領収書 ③ 産後健診結果等が記載されている母子健康手帳の写しまたは書類 ④ 印鑑
申請の時期	産後健診を受診日から起算して6か月以内に申請してください。

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp



乳房ケアの助成

産後の授乳に関する悩みや不安を軽減するために、産後12か月以内で、医療機関や助産院で乳房ケア(乳房マッサージを含む母乳育児指導)を受けた方に対し、費用の一部を助成します。

対 象 者	産後12か月以内で乳房ケアを受けた産婦の方で、乳房ケア実施日において町内に住民登録している方
内 容	1回の出産につき合計10,000円を限度として助成します。
申請に必要なもの	① 母乳育児(乳房ケア)相談費用助成金交付申請書 ② 医療機関等が発行した領収書の原本 ③ 印鑑
申請の時期	出産後18か月以内に一括して申請してください。

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

医療費の助成 ①

▶ **こども医療費** 保護者が医療機関等の窓口で支払った医療費の一部負担金相当額を助成します。

対 象 者	町内に住所を有し、健康保険に加入しているこども(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)を養育している方
申請に必要なもの	① こども医療費受給資格登録申請書(受給資格登録の際に提出) ② こども医療費支給申請書(医療費支給申請の際に提出) ③ 医療機関等が発行した領収書の原本 ④ 健康保険証(こどものもの) ⑤ 印鑑 ⑥ 申請者本人名義の口座番号が確認できるもの(通帳、キャッシュカード等)
そ の 他	健康保険から高額療養費や家族療養費附加金支給される場合は、その金額を差し引いて支給します。 また、学校等で加入している「災害共済給付制度」を利用する場合は助成の対象となりませんので、受給資格証は提示せずに受診してください。

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

医療費の助成 ②

▶ **ひとり親家庭等の医療費** ひとり親家庭等に対し、保護者が医療機関等の窓口で支払った医療費の一部負担金相当額を助成します。

対 象 者	町内に住所を有し、健康保険に加入している方で、 ○ 母子家庭の場合:児童とその児童を育てている母 ○ 父子家庭の場合:児童とその児童を育てている父 ○ 養育者家庭の場合:児童とその児童を育てている養育者(1名) ○ 父または母に一定の障がいがある場合:児童とその児童を育てている父または母(原則として当該障がいの状態にない父または母) ※ 児童とは、18歳に達した日の属する年度末までを対象とします。 (一定の障がいがある児童は20歳未満まで)
申請に必要なもの	① ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書(受給資格登録の際に提出) ② ひとり親家庭等医療費支給申請書(医療費支給申請の際に提出) ③ 医療機関等が発行した領収書の原本 ④ 健康保険証(対象者全員のもの) ⑤ 印鑑 ⑥ 申請書および配偶者、対象児童等の個人番号がわかるもの(通知カード等) ⑦ 申請者本人名義の口座番号が確認できるもの(通帳、キャッシュカード等) ※ その他、事情に応じて必要な書類があります。
そ の 他	所得によって助成の対象外となる場合があります。

▶ **未熟児養育医療** 未熟児で、入院して養育を受ける必要があると医師が認めた乳児に対して、指定養育医療機関での保険診療による入院医療費の自己負担分を助成します。

対 象 者	次のいずれかの症状に該当する未熟児で、入院して養育を受ける必要があると医師が認めた乳児(0歳児) ① 出生時体重が2,000g以下の乳児 ② ①以外の乳児で、生活力が特に弱く、以下のいずれかの症状を示す乳児 けいれん、運動異常 / 体温が摂氏34度以下 / 強いチアノーゼ等呼吸器、循環器の異常 / くり返す嘔吐等消化器の異常 / 強い黄疸(おうだん)
支給内容	医療機関の窓口での支払いはありません。ただし、所得により、自己負担金が発生します。
支給期間	満1歳の誕生日の前日までであって、出生してから継続している入院治療期間
申請に必要なもの	① 養育医療給付申請書 ② 養育医療意見書(主治医に記載していただってください) ③ 世帯調書 ④ 健康保険証(乳児または保護者のもの) ⑤ 印鑑 ※ その他、事情に応じて必要な書類があります。

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp



新婚世帯家賃補助

町内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に家賃の一部を補助しています。

対 象 者	以下すべてに該当する世帯
	○ 婚姻の届出後2年未満で、申請する年度の末日において夫婦どちらかが40歳未満の町税等に滞納のない世帯
支 給 内 容	○ 横瀬町に同一世帯として住民登録している世帯 (公的住宅、社宅等事業主から無償で貸与されている住宅、親族が所有し、かつ居住している住宅等に居住する世帯は除きます)
	○ 夫婦いずれも居住用の住宅を所有していない世帯
そ の 他	○ 夫婦いずれも、生活保護法による住宅扶助等の公的な家賃補助を受けていないこと
	補助額は実質家賃月額の1/2の額とし、10,000円が上限です。 補助期間は申請の翌月から12か月間です。補助金の支払いは9月と3月です。
そ の 他	婚姻もしくは転居または転入の届出の日以後、3か月以内に申請してください。
	※その他申請、補助額等について規定がありますので、詳しくは町民課までお問い合わせください。

問 町民課 TEL 0494-25-0115 / FAX 0494-21-5155 / E-mail choumin@town.yokoze.saitama.jp

紙おむつ排出用ごみ袋の支給

乳幼児および障がい者、高齢者等の紙おむつ使用者のいる世帯の経済的負担の軽減を図るため、紙おむつ排出用に秩父広域市町村圏組合指定のごみ袋を支給します。
支給対象者1人につき、1か月当たり5枚、年間60枚以内を年度毎に支給します。

対 象 者	○ 町内に住所を有する3歳の誕生日までのこどものいる家庭
	○ 横瀬町紙おむつ給付事業実施要綱の規定により紙おむつの給付を受けている方
申請に必要なもの	① 紙おむつ排出用ごみ袋支給申請書
	② 母子健康手帳(上記の対象者①の方)
そ の 他	前年度分を翌年度以降に繰り越して支給はしません。

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

チャイルドシート購入費補助金

乳幼児の交通安全対策と保護者の経済的負担を軽減するため、チャイルドシートを購入された方を対象に購入費の一部を補助します。

対 象 者	町内に住所を有し、母子健康手帳に市町村長から出生届出済証明を受けているこどもの保護者で、申請日前8か月以内にチャイルドシートを購入した方
申請に必要なもの	① チャイルドシート購入費補助金交付申請書
	② チャイルドシートの領収書 (購入年月日、購入者氏名、購入品名、購入金額、購入先の記載があるもの)
そ の 他	③ 母子健康手帳
	④ 印鑑
そ の 他	⑤ 申請者(購入者)本人名義の口座番号が確認できるもの(通帳・キャッシュカード等)
	⑥ チャイルドシートの取扱説明書
そ の 他	チャイルドシート1台につき購入価格の2分の1以内(100円未満の端数切り捨て)の金額を補助します。こども1人につき1台、10,000円を補助の上限とします。

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

児童手当・児童扶養手当 ※個人番号(マイナンバー)が必要になります。

▶ 児童手当 出生や転入時に申請をしてください。

対 象 者	町内に住所を有し、高校修了(18歳に到達後の最初の年度末)までのこどもを監護し、生計を同じくする父母またはその保護者
支 給 額	申請をした翌月分から支給します。
	◆ 3歳未満 1子・2子…15,000円 3子以降…30,000円
支 給 時 期	◆ 3歳から高校生世代 1子・2子…10,000円 3子以降…30,000円
	偶数月(年6回 各前月までの2か月分を支給)
申請に必要なもの	① 児童手当認定請求書
	② 申請者および配偶者の個人番号がわかるもの(通知カード等)
そ の 他	③ 申請者本人名義の口座番号が確認できるもの(通帳、キャッシュカード等)
	④ 単身赴任等ことと別居する方は、こどもの個人番号 ※その他、事情に応じて必要な書類があります。
そ の 他	支給認定を受けた後、引き続き手当を受け取るためには、毎年6月に現況届の提出が必要となる場合があります。該当すると思われる方には、個別に通知します。
	児童手当の一部または全部を受給せず、町に寄附をして地域の児童の支援に役立てることができます。詳しくはお問い合わせください。

▶ 児童扶養手当 父母の離婚、死亡等によって父または母と生計を同じくしていないこどもや、こどもを養育している父または母に一定の障がいのある方に支給されます。

対 象 者	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方(一定の障がいのあるこどもは20歳になるまで)
支 給 開 始	申請をした翌月分から支給されます。
支 給 時 期	奇数月(年6回 各前月までの2か月分を支給)
申請に必要なもの	① 児童扶養手当認定請求書
	② 請求者および対象児童の戸籍謄本または抄本 (請求日前1か月以内に発行のもの)
そ の 他	③ 年金情報や障がい状況が確認できるもの(年金手帳、身体障害者手帳等)
	④ 請求者および対象児童等の個人番号がわかるもの(通知カード等)
そ の 他	⑤ 申請者本人名義の口座番号が確認できるもの(通帳、キャッシュカード等) ※その他、事情に応じて必要な書類があります。
そ の 他	・ 支給認定を受けた後、引き続き手当を受け取るためには、毎年8月に現況届の提出が必要となります。
	・ 公的年金等を受給している方は、その金額が児童扶養手当額より低い場合は、その差額分の児童扶養手当を受給できます。
そ の 他	・ 請求する方やその配偶者および同居等生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、手当の支給に制限があります。
	・ 手当は埼玉県から支給されます。

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp
埼玉県福祉部こども政策課 TEL 048-830-3337 / FAX 048-830-4784

多子世帯の保育料等減免措置

同一世帯から就学前のこどもが2人以上同時に保育所・認定こども園に通園している場合に、第2子以降のこどもの保育料を減額し、保護者の経済的負担を軽減します。

対 象 者	町内に住所を有し、保育所または認定こども園等に通園するこどもを養育している方
保育所 認定こども園 (3号)	第1子は全額負担ですが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。 国の基準では、小学校就学前のこどもが2人以上いる場合、最年長のこどもを第1子、その下のこどもを第2子と数え、第1子が対象外となった場合(成長して小学1年生になった場合)は、それまで第2子だったこどもを第1子と数えます。 ただし、町では年齢要件に関わらず、第3子以降のこどもの保育料と副食費を免除しています。該当すると思われる方には、個別に通知します。
そ の 他	減免対象は、子ども・子育て支援新制度へ移行した認定こども園等となります。

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp
横瀬町保育所 TEL 0494-22-1802 / FAX 0494-22-1604 / E-mail hoikujo@town.yokoze.saitama.jp

小学校等入学祝い金 ※中学校入学者を養育している方も対象です。

小学校等入学予定児童や生徒の保護者に対し、入学祝い金として商品券の支給をすることで、子育て世帯の経済的負担の軽減および商工の活性化を目的としています。

対 象 者	町内に住所を有し、引き続き町内に居住見込みで、申請日に町税に滞納がなく、小学校や中学校、特別支援学校小・中学部に入学する児童・生徒を養育している方
支 給 内 容	児童・生徒1人につき商品券20,000円分
申請に 必要なもの	① 小学校等入学祝い金支給申請書 ② 印鑑
そ の 他	該当者には、事前に通知します。

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

中学校等巣立ち応援金

中学校等卒業予定生徒の保護者に対し、巣立ち応援金として現金を支給することで、卒業の祝福および経済的負担の軽減を目的としています。

対 象 者	町内に住所を有し、引き続き町内に居住見込みで、申請日に町税に滞納がなく、中学校を卒業する生徒を養育している方
支 給 内 容	生徒1人につき10,000円
申請に 必要なもの	① 中学校巣立ち応援金支給申請書 ② 印鑑
そ の 他	該当者には、事前に通知します。

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

検定受検料の助成

小中学生の受検機会拡大と学力向上を目的として、町内に住む小中学生が以下3種類の検定を受検する際、受検料の一部を助成します。

対 象 者	町内に住所を有し、検定を受検した小中学生の保護者
対象となる 検定	○ 実用英語技能検定(公益財団法人日本英語検定協会) ○ 日本漢字能力検定(公益財団法人日本漢字能力検定協会) ○ 実用数学技能検定(公益財団法人日本数学検定協会)
支 給 内 容	受検者1人につき、1回あたり1,000円
助 成 回 数	それぞれの検定に対し、1年度あたり1回の助成となります。 (3種類とも受検すると、1年度で計3,000円の交付となります。受検した級が違って、同種の検定の場合は1年度で1回の申請となります)
そ の 他	検定受検日の属する年度内(3月31日まで)に申請してください。

問 教育委員会 TEL 0494-25-0118 / FAX 0494-23-9349 / E-mail kyouiku@town.yokoze.saitama.jp

就学援助費の支給

経済的理由により就学が困難と認められる児童や生徒の保護者に対して学用品費や学校給食費等の費用の一部を援助します。

対 象 者	町内に住所を有し、町内の小・中学校に通うこどものいる世帯で、経済的要件に基づき、教育委員会で審査し認定した方
支 給 内 容	学用品費、通学用品費、校外活動費(交通費・見学料のみ[限度額あり])、新入学用品費、修学旅行費(限度額あり)、学校給食費(実費分)、医療費(対象は、伝染病または学習に支障を生ずるおそれのある疾病で、学校から治療の指示を受けたものに限る)、オンライン通信費
申請に 必要なもの	① 就学援助費受給申請書兼世帯票 ② 世帯の所得が証明できるもの等(詳しくはお問い合わせください) ③ 印鑑 ④ 就学援助費口座振込依頼書 ⑤ 同居人等調査票

問 教育委員会 TEL 0494-25-0118 / FAX 0494-23-9349 / E-mail kyouiku@town.yokoze.saitama.jp

学校給食費の助成

- 町内小中学校の給食費
町内の小中学校に就学する児童生徒の保護者が負担する学校給食費は免除しています。
- 町外小中学校等の給食費
町外の学校等に就学する児童生徒の保護者が負担する学校等給食費を補助します。

対 象 者	町外の小・中学校、中等教育学校(前期課程に限る)または特別支援学校小・中学部に就学している児童生徒の保護者(児童生徒および保護者が、町内に住所を有し、現に居住し、生活の本拠地としていること)。
補 助 内 容	1人につき月額で小学生3,800円、中学生4,400円を上限とする。
申請に 必要なもの	① 町外小中学校等給食費補助金交付申請書(学校長の証明が必要) ② 印鑑

問 教育委員会 TEL 0494-25-0118 / FAX 0494-23-9349 / E-mail kyouiku@town.yokoze.saitama.jp

身体障害者手帳、療育手帳の交付 ※個人番号(マイナンバー)が必要になります。

▶ **身体障害者手帳** 身体に障がいがある方(障がいによって発症からおおむね6か月以上の経過が必要)に交付されます。

対 象 者	視覚(視力の低下・視野が狭い)、聴覚(耳が聞こえない・聞こえづらい)、音声・言語・しゃく(話すことができない)、肢体不自由(身体の一部が欠けている、または不自由)、内部(心臓・腎臓・呼吸器・直腸・膀胱・小腸・肝臓・免疫)等の身体的に障がいがある方
申請に必要なもの	① 身体障害者手帳交付等申請(届)書 ② 診断書(障がいの部位により様式が異なります) ③ 印鑑 ④ 申請者等の個人番号がわかるもの(個人番号カード等)

▶ **療育手帳** 知的な障がいがあり、手帳を取得する意思のある方に交付されます。

対 象 者	18歳以下で発症し、知的な遅れがあってIQがおおむね70以下の方(判定機関での心理判定、医学判定、調査結果等を総合的に判断して決定します)
申請に必要なもの	① 療育手帳交付申請書 ② 印鑑 ③ 請求書等の個人番号がわかるもの(個人番号カード等)

問 福祉介護課 TEL 0494-25-0116 / FAX 0494-21-5155 / E-mail fukushi@town.yokoze.saitama.jp

障害児福祉手当 ※個人番号(マイナンバー)が必要になります。

在宅で日常生活を送る重度障がいのある児童に対して手当を支給します。

対 象 者	20歳未満であって、次のいずれかに該当する方 ① 身体障害者手帳の1級および2級の一部の方 ② 療育手帳の A(最重度)の方 ③ 精神障がい、血液疾患等で、①②と同程度の方 ※ 障害年金を受給している方、および施設に入所の方は除きます。
支 給 内 容	◆支給開始 申請をした日の属する翌月分から支給されます。 ◆支給時期 2月(11～1月分)、5月(2～4月分)、8月(5月～7月分)、11月(8月～10月分)
申請に必要なもの	① 障害児福祉手当認定請求書 ② 所得状況届 ③ 診断書(所定の様式) ④ 印鑑 ⑤ 対象者本人名義の口座番号が確認できるもの(通帳、キャッシュカード等) ※ その他、事情に応じて必要な書類があります。
そ の 他	請求する方やその配偶者および同居等生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、手当の支給に制限があります。

問 秩父福祉事務所 TEL 0494-22-6228 / FAX 0494-23-7813
福祉介護課 TEL 0494-25-0116 / FAX 0494-21-5155 / E-mail fukushi@town.yokoze.saitama.jp

特別児童扶養手当 ※個人番号(マイナンバー)が必要になります。

20歳未満で精神・知的または身体に障がいのある児童の父母等に支給されます。障害者手帳の判断基準とは異なります。

対 象 者	精神・知的または身体障がい等(内部障がいも含む)で、政令に定める程度以上の障がいがある20歳未満の児童を監護している、父、母または父母に代わってその児童を養育している方 ※ 次のような場合には、手当が受けられません。 ○ 児童が障がいによる公的年金を受けられることができる場合 ○ 児童福祉施設等(通園施設は除く)に児童が入所している場合
支 給 内 容	◆支給開始 申請をした翌月分から支給されます。 ◆支給時期 4月(12～3月分)、8月(4～7月分)、11月(8月～11月分)
申請に必要なもの	① 特別児童扶養手当認定請求書 ② 請求者および対象児童の戸籍謄本または抄本(請求日前1か月以内に発行のもの) ③ 年金情報や障がい状況が確認できるもの(年金手帳、身体障害者手帳等) ④ 印鑑 ⑤ 請求者および配偶者、対象児童等の個人番号がわかるもの(通知カード等) ⑥ 申請者本人名義の振込先口座の通帳 ※ その他、事情に応じて必要な書類があります。
そ の 他	・ 支給認定を受けた後、引き続き手当を受け取るためには、毎年8月に所得状況届の提出が必要となります。 ・ 請求する方やその配偶者および同居等生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、手当の支給に制限があります。 ・ 本人または家族に一定の所得があるときは、その年度は支給停止になります。

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp
埼玉県福祉部少子政策課 TEL 048-830-3337 / FAX 048-830-4784

在宅重度心身障害者手当

在宅で日常生活を送る重度障がい児者に対して手当を支給します。

対 象 者	○ 身体障害者手帳1級または2級の方 ○ 療育手帳 A(最重度)または A(重度)の方 ○ 精神障害者保健福祉手帳1級の方 ○ 超重症心身障害児(障害児福祉手当と併用して受給できます)
支 給 内 容	◆支給額 月額5,000円 ◆支給開始 申請をした翌月分から支給されます。 ◆支給時期 9月(4～9月分)、3月(10～3月分)
申請に必要なもの	① 在宅重度心身障害者手当受給資格申請書 ② 同意書または所得の状況を確認できるもの ③ 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 ④ 印鑑 ⑤ 本人名義の口座番号が確認できるもの(通帳、キャッシュカード等)
注 意	市町村民税が課税の方、障害児福祉手当を受給している方、施設に入所の方は、その年度は支給停止になります。

問 福祉介護課 TEL 0494-25-0116 / FAX 0494-21-5155 / E-mail fukushi@town.yokoze.saitama.jp



医療費の助成

※個人番号(マイナンバー)が必要になります。

- ▶ **小児慢性特定疾病医療** 18歳未満の児童等の国が指定した疾病(小児慢性特定疾病)の医療にかかる費用の一部を助成します。

対 象 者	何らかの医療保険に加入し、国が指定した疾病(小児慢性特定疾病)の治療を受けている18歳未満の児童
申請に必要なもの	① 申請書 ② 小児慢性特定疾病医療意見書(主治医が記載) ③ 障害年金証書の写しまたは身体障害者手帳の写し ④ 健康保険証 ※ その他、事情に応じて必要な書類があります。
そ の 他	保護者や児童等と同じ医療保険に加入する方の所得および児童等の状態により、月額の自己負担額(上限額)が異なります。

問 秩父保健所 TEL 0494-22-3824 / FAX 0494-22-2798

- ▶ **自立支援医療(育成医療)** 身体に障がいまたは疾病を有する児童が、必要な治療を指定医療機関で受ける場合に、保険診療による自己負担分を助成します。

対 象 者	肢体、視覚、音声、言語、そしゃく、内臓、免疫の各種機能障がい、または疾患のある18歳未満の児童
申請に必要なもの	① 自立支援医療費(育成医療)支給認定申請書 ② 自立支援医療(育成医療)意見書(診断書)(主治医が記載) ③ 世帯調査 ④ 健康保険証(対象者および同じ健康保険の加入者全員のもの) ⑤ 対象者本人名義の口座番号が確認できるもの(通帳、キャッシュカード等) ⑥ 対象者等の個人番号がわかるもの(個人番号カード等) ※ 所得証明書等が必要な場合があります。
そ の 他	所得により、月額の自己負担額(上限額)が異なります。 入院の場合の差額ベッド代は、対象になりません。

問 福祉介護課 TEL 0494-25-0116 / FAX 0494-21-5155 / E-mail fukushi@town.yokoze.saitama.jp

- ▶ **重度心身障害者医療** 重度の心身障がい児者が医療機関等で診療を受けたときに、医療費の一部や入院時の食事代を助成します。

対 象 者	○ 身体障害者手帳1級・2級・3級を所持している方 ○ 療育手帳(A)・A・Bを所持している方 ○ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方
申請に必要なもの	① 重度心身障害者医療費受給資格登録申請書 ② 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 ③ 健康保険証 ④ 印鑑 ⑤ 対象者本人名義の口座番号が確認できるもの(通帳、キャッシュカード等) ⑥ 対象者等の個人番号がわかるもの(個人番号カード等)
そ の 他	食事代は、限度額認定を受けた方のみ対象となります。 健康保険から支給される高額療養費や家族療養附加金、精神病床への入院に要した医療費(対象者③のみ)は、対象外となります。

問 福祉介護課 TEL 0494-25-0116 / FAX 0494-21-5155 / E-mail fukushi@town.yokoze.saitama.jp



児童福祉法に基づくサービス 障害者総合支援法に基づくサービス

※個人番号(マイナンバー)が必要になります。

障がい児の自己選択と自己決定を尊重し、自分らしく暮らしていける社会の実現のため、福祉サービスを提供する制度です。

対 象 者	○ 18歳未満の障がい児および発達に遅れのある児童 ○ 障害者総合支援法で指定される難病のため、日常生活に相当な制限を受ける方
サービス内容	◆ 児童発達支援 / 医療型児童発達支援 日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。 ◆ 放課後等デイサービス 学校在学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に放課後等の居場所づくりを行います。 ◆ 保育所等訪問支援 障がい児以外の児童との集団生活の場を訪問し、専門的な支援等を行います。 ◆ 介護給付 生活上または療養上の必要な介護を行います。 ◆ 訓練等給付 自立した日常生活や社会生活がおくれるよう、または就労等につながる支援等を行います。 ◆ 相談支援事業 障がいのある方やその保護者・介護者等から相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。 その他の日常生活または社会生活の支援を行います。
申請に必要なもの	① 障害児通所給付費支給申請書、介護給付費等支給申請書 ② 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 ③ 印鑑 ④ 申請者等の個人番号がわかるもの(個人番号カード等) ※ その他、事情に応じて必要な書類があります。
そ の 他	世帯の所得税額に応じて、月額の利用者負担金の上限があります。

問 福祉介護課 TEL 0494-25-0116 / FAX 0494-21-5155 / E-mail fukushi@town.yokoze.saitama.jp



その他の障がい福祉サービス

※個人番号(マイナンバー)が必要になります。

障がい児を対象としたサービスは、児童福祉法に基づいて行われています。

対 象 者	◆ 生活サポート事業、日中一時支援事業 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方等 ◆ 移動支援事業 身体障害者手帳を所持する方のうち、視覚障害により単独での外出が困難な方、肢体不自由1級または2級の方、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方等
サービス内容	◆ 生活サポート事業 町が認定した団体が送迎等のサービスを提供し、地域生活を支援します。 ◆ 日中一時支援事業 日中活動の場を確保し、家族の就労や休息を支援します。 ◆ 移動支援事業 外出等、屋外の移動を支援します。
申請に必要なもの	① 申請書 ② 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳等 ③ 印鑑 ④ 申請者等の個人番号がわかるもの(個人番号カード等)
そ の 他	事業によって要件が異なるので、詳しくはお問い合わせください。

問 福祉介護課 TEL 0494-25-0116 / FAX 0494-21-5155 / E-mail fukushi@town.yokoze.saitama.jp

5 | こどもを預けたいとき

ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と子育ての援助を行いたい方(協力会員)とをつなぐ有償ボランティアの会員組織です。病後児の預かりも行っています。事前に会員登録が必要です。

対 象	◆依頼会員 生後6か月から小学校6年生までのこどもを持つ保護者 例えば、こんな場合に依頼できます。 ○ 保護者の病気やけが、入院等のため、一時的にこどもを預かってほしい。 ○ 保護者の冠婚葬祭等のため、一時的にこどもを預かってほしい。 ○ 保護者の仕事の都合のため、一時的にこどもを預かってほしい。 ○ 保育施設や学校等の開始前や終了後、一時的にこどもを預かってほしい。 ○ こどもの保育施設や学校、習い事等への送迎をしてほしい。 ○ 保護者の育児疲れのリフレッシュのため、一時的にこどもを預かってほしい。 ○ こどもが病気の回復期で保育施設や学校に行けない間、一時的に預かってほしい。 ◆協力会員 ・ 18歳以上の健康でファミリー・サポート・センターの趣旨を理解していただける方 ・ サポートに関する知識を学ぶために講習会を受けることができる方 ◆両方会員 依頼会員と協力会員の両方の条件を満たす方 ※いずれの会員登録も無料です。会員登録の際は、事前に秩父ファミリー・サポート・センターに連絡してください。
利用時間 利用料金	基本時間は1時間です。(1時間に満たない場合は1時間で換算します) 1時間を超えた場合は、30分単位(半額)とします。 ・ 8:00～19:00 600円(平日)／700円(土曜・日曜・祝日) ・ 上記以外の時間帯 700円(平日)／800円(土曜・日曜・祝日) 【病後児】8:00～19:00 900円(平日)／1,050円(土曜・日曜・祝日) 【病後児】上記以外の時間帯 1,050円(平日)／1,200円(土曜・日曜・祝日)
無料券の 交付	3回分(1回あたり1時間)までは、無料券(お助け券)が利用できます。初めてでよくわからない方など、お気軽にお試しください。
利用の流れ	① 会員登録 → ② サポート依頼 → ③ 協力会員との事前打ち合わせ → ④ サポート活動 → ⑤ 料金支払いサポート報告 ① 事前に会員登録を行ってください。 ② 電話での申込も可能です。依頼内容と日時をお知らせください。 ③ 依頼会員と児童・協力会員・アドバイザーで打ち合わせをします。 ④ 会員は、決められた時間や約束を守って活動してください。 ⑤ 協力会員が活動報告書を作成し、依頼会員が確認後に利用料金を支払います。
そ の 他	前日までのキャンセルは無料です。 当日のキャンセルには、1時間分の料金が発生します。 無断でキャンセルをした場合は、依頼した時間分の全額をお支払いいただきます。

問 秩父ファミリー・サポート・センター(秩父市シルバー人材センター内) TEL 0494-21-3311
健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

学童保育室

保護者等が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了した放課後に生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行い児童の健全育成を行います。横瀬児童館内に設置しています。

対 象 者	町内に住所を有する小学校に就学している児童で、次のような事情の場合に利用できます。 ○ 保護者が就労等により昼間留守になる ○ 保護者に病気やけが、または心身の障がいがある ○ その他の理由で、明らかに保護者が児童の保育ができない状態である
定 員	50名
利用時間	学校の授業日 放課後～18:30 / 学校休業日等 7:30～18:30
利用料	児童1人あたり5,800円(月額) ※保護者会費 2,000円(月額)を別途負担していただきます。
申請に必要なもの	① 学童保育室入室申請書 ② 学童保育室学童家庭調査票 ③ 印鑑 ④ 保護者の就労証明書 保護者に疾病または心身に障がいがある場合は、医師の診断書または療育手帳ならびに身体障害者手帳の写し等 ※ 家庭の事情により、その他の書類の提出をお願いする場合があります。
そ の 他	保護者もしくはそれに代わる方が必ず迎えに来てください。在室中の児童についても、新年度には改めて申請が必要です。

問 横瀬児童館 TEL 0494-22-2072 / FAX 0494-22-2072 / E-mail jidoukan@town.yokoze.saitama.jp

放課後等子ども教室

児童の放課後における体験活動や交流活動を支援するため、横瀬小学校内に設置しています。

対 象 者	横瀬小学校に通学する1年生から2年生で、開室日に毎日通室し、時間内に保護者が迎えに来られる方。 ※ ただし、定員に余裕がある場合は、3年生以上も受け入れる場合があります。
定 員	45名
利用時間	学校の授業日 放課後～17:30 長期休業日 8:00～17:30
利用料	無料 ※ 傷害保険料(年額800円)を別途負担していただきます。
募集時期	毎年12月中旬から翌年1月中旬に、翌年度入室希望者を募集します。
申請に必要なもの	放課後等子ども教室入室申請書
そ の 他	在室中の児童についても、新年度には改めて申請が必要です。定員に満たない場合は、随時入室は可能です。

問 教育委員会 TEL 0494-25-0118 / FAX 0494-23-9349 / E-mail kyouiku@town.yokoze.saitama.jp

一時保育事業(横瀬町保育所)

保護者の病気、災害、事故、出産、冠婚葬祭等により、緊急・一時的に家庭でこどもの保育ができない場合、横瀬町保育所で保育を行います。

対 象 者	町内に住所を有する生後1歳から就学前のこどもで、保護者が次のような事情により、緊急・一時的に保育ができない場合に利用できます。 ①非定型保育サービス事業 保護者の就労により、家庭での保育が断続的に困難となる場合に保育を行います。 ②緊急保育サービス事業 保護者の病気やけが、入院等により緊急・一時的に保育を行います。 ③リフレッシュ保育サービス事業 保護者の育児に伴う心理的、身体的負担感を解消するため、一時的に保育を行います。
定 員	1日あたり5名
利用時間	平日 8:00～17:15 ※休日：土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
保 育 料	児童1人につき、1日あたり2,000円
そ の 他	希望者は、事前に横瀬町保育所にお問い合わせください。 (行事などにより不可日あり)

問 横瀬町保育所 TEL 0494-22-1802 / FAX 0494-22-1604 / E-mail hoikujo@town.yokoze.saitama.jp

認定こども園(幼保連携型)

施設名	所在地・電話番号	対象年齢	開所時間延長保育時間を含む	
			平 日	土曜日
秩父ほうしょう幼稚園	横瀬町大字横瀬6208-1 ☎ 0494-22-4343	生後10か月から	7:00～18:00	7:00～18:00
秩父こども園	秩父市下宮地町17-6 ☎ 0494-22-1385	生後57日から	7:30～19:00	7:30～18:30
秩父こども園 分園	秩父市東町26-7 ☎ 0494-26-7750	生後57日から 2歳児まで	7:30～19:00	7:30～18:30
大畑こども園	秩父市大畑町4-64 ☎ 0494-24-8221	生後57日から	7:00～19:00	7:30～18:00
秩父さくら幼稚園	秩父市上町3-10-10 ☎ 0494-22-0632	生後57日から	7:30～19:00	7:30～18:30
かみたのこども園	【0～2歳】 秩父市荒川上田野993-1 ☎ 0494-53-4030 【3～5歳】 秩父市荒川上田野994-15 ☎ 0494-54-0062	生後57日から	7:00～18:30	7:30～18:00
秩父ふたばこども園	秩父市中宮地町26-21 ☎ 0494-23-8666	1歳児から	7:30～19:00	7:30～18:30
緑ヶ丘認定こども園	秩父市寺尾1548-1 ☎ 0494-23-9300	生後57日から	7:30～19:00	7:30～18:30
花の森こども園 (地方裁量型)	秩父市下吉田7114-3 ☎ 0494-26-6828	1歳児から	7:30～18:30	7:30～12:30
公立 吉田こども園	秩父市下吉田3912-3 ☎ 0494-77-1145	生後8か月から	7:30～18:30	7:30～12:30

※ 原則、入園・入所を希望される2ヶ月前までに申請手続きが必要です。
ご希望の際は、お早めに横瀬町健康子育て課にご相談ください。

保育所

施設名	所在地・電話番号	対象年齢	開所時間	
			平 日	土曜日
公立 横瀬町保育所	横瀬町大字横瀬1243-1 ☎ 0494-22-1802	生後8か月から	7:30～18:30	7:30～18:30
永田保育所	秩父市永田町9-22 ☎ 0494-22-1805	生後8か月から	7:30～18:30	7:30～18:30
花の木保育所	秩父市上町3-21-9 ☎ 0494-22-2217	生後8か月から	7:00～19:00	7:00～19:00
日野田保育所	秩父市日野田町1-9-27 ☎ 0494-22-1806	生後8か月から	7:30～18:30	7:30～18:30
私立 風の森保育園	秩父市山田712-1 ☎ 0494-26-6622	生後57日から	7:00～18:30	7:30～18:00
くわの実保育園	秩父市黒谷1163-1 ☎ 0494-24-4455	生後57日から	7:30～19:00	7:30～13:30
秩父かなめ保育園	秩父市大畑町5-4 ☎ 0494-23-2022	生後57日から	7:30～18:30	7:30～17:30
秩父若葉保育園	秩父市金室町11-4 ☎ 0494-24-3347	生後57日から	7:30～18:30	7:30～17:30
山田保育園	秩父市山田1404-1 ☎ 0494-23-1396	生後6か月から	7:30～19:00	7:30～12:30
わどうの森保育園	秩父市大野原3052-2 ☎ 0494-26-7840	生後57日から	7:00～18:30	7:30～18:00
こもれびの森保育園	秩父市上影森130-1 ☎ 0494-26-7991	生後57日から	7:00～18:30	7:30～18:00

事業所内保育所

事業所内の従業員のこどもをお預かりする保育所ですが、地域のこどもも若干名お預かりします。

施設名	所在地・電話番号	対象年齢	開所時間延長保育時間を含む	
			平 日	土曜日
私立 まんよう保育園	秩父市下吉田7624-4 ☎ 0494-26-7517	生後57日から ※2歳児まで	7:00～19:00	7:30～18:30 (土・祝日)
アプリコットプレスクール	秩父市寺尾3902-4 ☎ 0494-26-7083	生後57日から ※2歳児まで	7:30～19:30	7:30～19:30 (短時間認定は9:00～17:00)

※ 開所時間は、保育時間・時間外保育・延長保育の時間を含みます。

※ 原則、入園・入所を希望される2ヶ月前までに申請手続きが必要です。

ご希望の際は、お早めに横瀬町健康子育て課にご相談ください。

認可外保育施設

施設名	所在地・電話番号	対象年齢	開所時間延長保育時間を含む	
			平 日	土曜日
タテノイト	横瀬町大字横瀬1263-4 ☎ 0494-40-1021	3歳児～5歳児 (異年齢混合)	9:00～14:30	休 園

ベビーシッター(認可外保育施設)

施設名	対象年齢	申し込みまたはお問い合わせ先
あかいわ恵子 シッタールーム	0歳～12歳	 ☎ 090-3265-0357 - E-mail 4545babysitter@gmail.com - 左のInstagramQRコードより読み込み

6 | こども同士・親同士の集まる場

育児学級 赤ちゃんくらす

生後まもない赤ちゃんから参加できる育児学級です。月齢の近い赤ちゃんが集まるので初めてのお友達づくりのほか、日々の赤ちゃんがいる暮らしに気軽に取り入れられるバランシングセラピー[※]、親子あそび、ストレッチ等を通じて、赤ちゃんの健やかな育ちを促し、親子ともに“こころとからだ”のバランスを整えます。

また、おしゃべりや体を動かすことで、お母さん自身のリフレッシュにもつながります。集団活動のほか、助産師、保健師等が個別の相談に応じます。

※バランシングセラピーとは

ドイツ人小児科医と理学療法士により開発された手技です。日本の指圧をベースに、赤ちゃんにやさしい圧をかけ、心と身体のバランスを整えていきます。やさしく深い圧は赤ちゃんの発達を促し、親子の絆を深め、健康な人生のための基礎を築きます。

開催日	広報よこぜ、町ホームページ、子育てアプリ「よこハグ」、健診等で配布されるチラシ等でご確認ください。
日時	受付時間：10:00～11:30
対象者	おおむね1歳までの乳児とその保護者
会場	総合福祉センター
持ち物	バスタオル、オムツ ※動きやすい服装でご参加ください。
利用方法	初回参加時のみ、電話等で健康子育て課へお申込みください。
費用	無料

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

エリア899 (ハチキュウキュウ)

こどもを遊ばせながら、保護者がデスクワークを行える交流スペース。こどものみの利用も可能です。

場所	旧JA横瀬支店 エリア898の上(2階)
休館日	火・水・祝、年末年始
利用時間	10:00～18:00
利用方法	ご利用前に、1階のエリア898にて受付してください。
費用	無料

問 エリア898 TEL 0494-24-0898 / E-mail area898450@gmail.com
まち経営課 TEL 0494-25-0112 / FAX 0494-23-9349 / E-mail machikei@town.yokoze.saitama.jp

横瀬児童館

児童福祉法に基づき、児童に健全な遊びを与え、個別的、集団的に指導することで健康を増進し、情操を豊かにするとともに、児童の健全育成を目的としています。

乳幼児の親子から18歳までの児童が安心して集い安全に楽しく遊ぶことのできる居場所づくりや、こどもに楽しい遊びの提供をしています。

対象者	18歳未満のすべてのこどもとその保護者
利用時間	◆児童の利用時間 9:00～17:00 ▶指導時間 保護者同伴の幼児 ・9:00～12:00(月～金曜日) ・13:00～15:00(火・木・金曜日) ▶指導時間 小学生以上の児童 ・13:00～17:00 ◆団体の利用時間 9:00～21:30
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月28日～1月4日)



▶ 地域子育て支援拠点「かわせみひろば」

横瀬児童館内に設置され、子育て中の親子が気軽に集まり交流のできる居場所を提供しています。お母さんのための講習会や子育て相談等も実施し、頑張るお母さんを応援します。

会場	児童館内
利用時間	月・火・木・金曜日 9:00～12:00 / 13:00～15:00



問 横瀬児童館 TEL 0494-22-2072 / FAX 0494-22-2072 / E-mail jidoukan@town.yokoze.saitama.jp

7 | 子育ての相談窓口

すくすくエール こども家庭センター



すくすくエール
こども家庭センター

子育てに関するどんなことでも結構です。どこに相談してよいかわからない、そんなときはお気軽に健康子育て課へご相談ください。

対 象 者	町内に所在するこども、妊産婦、その家庭
利用方法	面接による相談と電話による相談があります。 面接による相談をご希望の方は、健康子育て課窓口へ直接お越しください。

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

地域子育て支援センター

横瀬町保育所内に設置され、子育て相談や保育所園庭開放を行い、子育てを応援しています。

▶ 子育て相談

「こどもがおっぱいを飲まない」「こどもにどう関わったらよいのかわからない」「引越して来たばかりで近所の情報が欲しい」「こどもを連れて遊びに行く場所がわからない」など、子育てで困ったことや聞いてみたいことがありましたら、お気軽にご相談ください。

対 象 者	子育て中の方、その家族、どなたでもご相談ください。
利用方法	面接による相談と電話による相談があります。 面接による相談をご希望の方は、保育所へ電話で日時を予約してください。

▶ 保育所園庭開放

保育所等に入っていないこどもとご家族を対象に、園庭を開放しています。

対 象 者	就園前の児童とその保護者
利用時間	毎週土曜日 9:00 ~ 11:00 ※行事等により開放しない場合もあります。

問 横瀬町保育所 TEL 0494-22-1802 / FAX 0494-22-1604 / E-mail hoikujo@town.yokoze.saitama.jp

8 | 病気やけが、災害に備えて



急病のときの連絡先 ①

▶ 小児科・産婦人科オンライン相談事業

町民の妊娠期から子育て期にわたる不安等を軽減するため、LINEや電話のビデオ通話や音声通話、メッセージによる「小児科・産婦人科オンライン」で小児科医、産婦人科医、助産師が相談にお応えします。

対 象 者	◆小児科オンライン：横瀬町にお住まいで0歳～15歳までのこどもがいるご家庭 ◆産婦人科オンライン：横瀬町にお住まいで主に妊産婦の方
相談時間	①夜間相談 平日の18時～22時 1回10分間 LINEのメッセージチャット、音声通話、動画通話 ②いつでも相談 毎日24時間受付（原則24時間以内に返信します） ウェブサイトから相談を送付
相談費用	無料 ※ 通信料・通話料はご利用者の負担となります。
会員登録	・専用サイトの「会員登録」から登録が必要です。 ・会員登録は町民対象で、「合言葉」の入力が必要です。 町民の方に配付したチラシをご覧ください。
利用予約	専用サイトから利用予約が必要です。
専用サイト	小児科オンライン  https://syounika.jp/lp/study/yokoze 産婦人科オンライン  https://obstetrics.jp/lp/study/yokoze

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

▶ 埼玉県小児救急電話相談

こどもの急病で、病院へ連れて行こうか迷ったときにご利用ください。経験豊富な看護師が相談にお応えします。

連絡先	#7119 を押して御利用ください。 ・都県境の地域で、ダイヤル回線・IP電話・光電話・携帯電話を御利用の場合は 048-824-4199 から御利用できます。 ・こどもの相談につきましては #8000 または 048-833-7911 からご利用できます。
受付時間	24時間365日

▶ 休日急患当番医

毎月の「広報よこぜ」や「秩父郡市医師会」ホームページをご覧ください。秩父消防本部へお問い合わせください。

当 番 医	 「秩父郡市医師会」ホームページ http://chichibu-ishikai.jp/system 秩父消防本部指令課 0494-21-0119
-------	---



急病のときの連絡先 ②

▶ 休日在宅歯科当番医

毎月の「広報よこぜ」や「秩父郡市歯科医師会」のホームページをご覧ください。

当番医		「秩父郡市歯科医師会」ホームページ http://www.chichibu418.com
-----	---	---

▶ 平日夜間小児一次(初期)救急診療

小児科医または小児科以外の各診療科の医師による小児の一次(初期)救急診療です。あくまでも救急診療であり、一般の夜間診療ではありません。スタッフや検査、処置等に限界があります。早くから症状のある場合は、できるだけ昼間に小児科医やかかりつけ医を受診してください。

当番医		「秩父郡市医師会」ホームページ http://chichibu-ishikai.jp/child/index.html	秩父消防本部指令課 0494-21-0119
診療時間	月～金曜日 19:30～22:00		
その他	受診の際は、あらかじめ電話にて医療機関に連絡してから受診してください。緊急を要するけがや病気の際の利用にご協力ください。		

▶ 薬物等を誤飲してしまったとき

化学物質(たばこや家庭用品等)、医薬品、動植物の毒等によって起こる急性の中毒について、実際に事故が発生している場合に限定して情報を提供しています。

中毒110番	・つくば 029-852-9999 365日 24時間対応 ・大阪 072-727-2499 365日 24時間対応
たばこ 専用電話	072-726-9922 365日 24時間対応(テープによる情報提供)

自動体外式除細動器(AED)の配備

町内の以下の施設に、自動体外式除細動器(AED)が設置されています。

設置施設	▶ 大字横瀬エリア		
	横瀬町役場	横瀬町総合福祉センター	横瀬町町民会館
	横瀬町保育所	横瀬児童館	横瀬町町民グラウンド
	横瀬小学校	横瀬スポーツ交流館	秩父消防署東分署
	横瀬中学校	横瀬中学校 体育館	秩父ほうしょう幼稚園
	新井歯科クリニック	たばた歯科医院	さやかワークセンター
	松田医院	泉商会	さがみ典礼 フジヤホール秩父
	ウエルハイム・ヨコゼ	絆の丘	ライフアップサポートおたっしや倶楽部
	なでしこ	苅米公会堂前	ウエルシア秩父横瀬店
	横瀬駅	秩父自動車学校	
	▶ 大字芦ヶ久保エリア		
	芦ヶ久保駅	横瀬町活性化センター	道の駅 果樹公園あしがくぼ
	あしがくぼ笑楽校(旧芦ヶ久保小学校)		
その他	必ずしも常時使用可能とは限りませんので、ご了承ください。 また、設置状況は変更になっている場合があります。		

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

こどもや乳幼児のための防災備蓄品

災害時に備えて、子育て世帯向けに以下の防災用品等を備蓄しています。その他にも災害用品を備蓄しています。

主な備蓄品	毛布	ブランケット	紙おむつ	ミルク(液体・粉)
	飲料水	リゾット	ビスケット	パン

問 総務課 TEL 0494-25-0111 / FAX 0494-23-9349 / E-mail soumu@town.yokoze.saitama.jp

赤ちゃん防災

災害時における乳幼児に必要なことは、ミルクやおむつだけをとっても通常の備えとは少し違います。つつい後回しにしがちな災害への備えを改めて見直してみましょう。

避難場所 への移動	避難のときに重要なことは、両手が自由に使える状態であるということです。家でも手が届くところに着脱しやすい抱っこひもを用意しておきましょう。赤ちゃんの頭を守れるようなものを用意しておく、さらに安心です。 ☐ 母子健康手帳のコピー ☐ 抱っこひも ☐ ホイッスル ☐ こどもの靴
授乳・食事	災害に対するストレス等から母乳が出にくくなってしまうことや、避難所に十分な離乳食が用意されていない場合に備えて、食べ慣れた物をいつもより少し多く家に用意しておきましょう。 ☐ ミルク・離乳食 ☐ 調理器具・洗浄消毒剤 ☐ 食具(お皿・スプーン) ☐ 使い捨て哺乳瓶
トイレ・衛生	衛生面の観点から、おむつの替えやおしりふき、除菌シートなどは多く備えておきましょう。十分に消毒できないこともあるので、使い捨て哺乳瓶も多めに備えましょう。お母さんは生理用品や母乳パッドの備えもしておきましょう。また、赤ちゃんの健康状態がわかるように母子健康手帳のコピーを防災リュックに入れておきましょう。 ☐ 紙おむつ ☐ おしりふき ☐ 除菌シート ☐ 生理用品・母乳パッド
リラックス	大人と同じくこどもたちも特殊な環境にストレスを感じるものです。少しでも気持ちを和らげるために、よく遊ぶおもちゃ・おしゃぶり、お菓子なども備えておくといでしょう。音の出ないものや赤ちゃんが集中できるものがおすすめです。 ☐ おもちゃ・おしゃぶり ☐ お菓子・おやつ ☐ 家族の写真

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp



要保護児童対策地域協議会

妊娠中から子どもや家族を地域で見守り、支援していくネットワークです。
協議会の関係機関は、保育所、幼稚園、小中学校、医療機関、警察署、児童相談所、民生委員児童委員協議会、母子愛育会等で構成されています。
協議会では、児童虐待の疑いだけでなく、育児が困難な家庭や不適切なしつけをしている家庭等への早期対応に心がけ、地域全体で子育てを応援しています。
近くで心配な親子がいる場合や児童虐待が疑われる場合等がありましたら、こどものためにご連絡ください。通報や相談の秘密は守られます。

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

児童虐待の防止

子育ての悩みや不安をひとりで抱え込むことが、児童虐待につながることもあります。悩んだときは相談してみましょう。

身体的虐待

身体にけがをさせたり
生命に危険を
及ぼすような行為

ネグレクト
(養育放棄・怠慢)

こどもの生活の面倒を
見なかったり安全への
配慮をしない行為

心理的虐待

言葉による脅かしや
無視などでこどもの
心を傷つける行為

性的虐待

こどもにわいせつな
行為をしたり性的関係
を強要したりする行為

▶ 児童相談所全国共通ダイヤル

電話番号

189 または 0570-064-000 お近くの児童相談所につながります。
※一部のIP電話からはつながりません。通話料がかかります。

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

母子愛育会

こどもが健やかに生まれ育ち、病気・障がいがあっても、高齢になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことを目的として活動しています。お住まいの地域の担当班員さんが、声かけや見守りを通して家族の健康づくりのお手伝いをしています。

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

パパ・ママ応援ショップ事業

「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を協賛店舗で提示すると割引等のサービスが受けられる、妊娠中の方およびこどものいる家庭への優待制度です。

「パパ・ママ応援ショップ」は埼玉県内に20,000店以上あります。優待カードを提示すると、店舗別にいろいろな特典が受けられます。



協賛店舗は
ステッカーや
ポスターが
目印です。

対象者

妊娠中の方および18歳に達して次の3月31日を迎えるまでのこどもがいる家庭

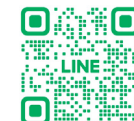
取得方法

優待カードの取得方法は、以下の2種類があります。

①スマートフォンアプリ(LINE)版優待カード

埼玉県LINE公式アカウント「埼玉県庁」を友だち追加して利用者情報を入力することで、優待カードを表示することができます。

友だち追加は、右記の二次元コードから。



②紙の優待カード

母子健康手帳やこども医療費受給資格証等、こどもや保護者の住所や生年月日が確認できるものを健康子育て課窓口へご持参ください。無料で発行いたします。

協賛店舗等

協賛店舗や特典の内容は、埼玉県ホームページ「パパ・ママ応援ショップ(子育て家庭への優待制度)」
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/ouen/index.html> をご覧ください。



問 埼玉県福祉部 こども政策課 こどもまんなか担当 TEL 048-830-3343 / FAX 048-830-4784
健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

赤ちゃんの駅

「赤ちゃんの駅」とは、誰でも自由におむつ替えや授乳ができるスペースの愛称です。

埼玉県では、多様な事業者等の協力の下、広く県内に「赤ちゃんの駅」の設置を進め、乳幼児を持つ子育て家族が安心して外出できる環境づくりを進めています。

ご近所の「赤ちゃんの駅」やお出かけ先の「赤ちゃんの駅」は、埼玉県ホームページ「赤ちゃんの駅」<http://www.saitama-support.jp/map/baby/> をご覧ください。



このステッカーが目印です

▶ 大字横瀬エリア

横瀬町役場	横瀬町総合福祉センター	横瀬町スポーツ交流館
横瀬町保育所	横瀬児童館	ウォーターパーク・シラヤマ
横瀬町町民会館	秩父ほうしょう幼稚園	横瀬駅前観光トイレ
生川観光トイレ	宇根八坂神社観光トイレ	町民グラウンド上 観光トイレ

▶ 大字芦ヶ久保エリア

横瀬町活性化センター	あしがくぼ実業校(旧芦ヶ久保小学校)	道の駅果樹公園あしがくぼ
埼玉県県民の森	横瀬町活性化センター前 観光トイレ	

問 埼玉県福祉部 こども政策課 こどもまんなか担当 TEL 048-830-3343 / FAX 048-830-4784
健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

子育てアプリ「よこハグ」

子育てアプリ「よこハグ」は、町にお住まいの妊娠・出産・育児・仕事にがんばるお母さんやお父さん、子育て家族を応援する母子健康手帳アプリです。

こどもの成長を写真やデータで記録したり、複雑な予防接種のスケジュールを管理することもできます。たくさん便利な機能に加え、町からの子育て情報も配信します。

対 象 者	○ 妊娠中の方、およびご家族 ○ 子育て中の方、およびご家族
内 容	・ 予防接種のスケジュール管理 ・ 乳幼児健診のお知らせ ・ 母子保健事業や子育てイベント等のお知らせ ・ こどもの成長を記録 など
利用方法	① App StoreまたはGoogle Playから「母子モ」で検索、アプリをダウンロード。QRコードからもダウンロードできます。(対応OS: Android 4.2以上、iOS 9.0以上) ② 利用者のプロフィールを登録して利用開始



問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

ベビーケアルーム mamaro(ママロ)

お気軽に授乳やおむつ交換などに利用できる、完全個室のスペースです。約1畳分のスペースがあり、抗菌コーティングや除菌機が取り付けられていて感染症対策にも対応しています。また、内側から鍵がかけられるので安心です。

設置場所	エリア898
費 用	無料
そ の 他	・ おむつなどはお持ち帰りください。 ・ ミルク用のお湯の提供はございませんので、ご自身でご準備ください。

問 エリア898 TEL 0494-24-0898 / E-mail area898450@gmail.com
健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp



ベビーケアルーム mamaro



こどもの健やかな成長と心身の健康のために ～家族そろって生活リズムを整えましょう～

こどものことを大切に思っ、毎日の育児に奮闘しているお父さんとお母さん。ご自身の健康も気づかっていますか？

こどもも大人も健康な体をつくるために重要なのは「生活リズム」です。整った生活リズムを作ることからはじめましょう。生活リズムは自然には身につかないので、習慣化することが大切です。

◆ 生活リズムを整えるには

1. 朝の光を浴びよう

朝の光を浴びることで、脳の目覚めを促すセロトニンという物質が活発に分泌されます。頭がスッキリと目覚めて集中力アップ！

2. 朝ごはんを1日のスイッチをON！

朝ごはんを食べることで体温が上昇し、活動するためのスイッチが入ります。また、脳や体のエネルギー補給となるので、午前中の活動の集中力や効率がアップします。

3. 昼間を活動的に過ごそう

昼間、活動的に過ごすことでよい睡眠につながります。睡眠には心身の疲労を回復させる働きのほかに、脳や体を成長させる働きがあります。

こどもにタバコの煙のない環境を

タバコから立ち昇る煙や喫煙者が吐き出す煙にも、ニコチンやタールをはじめとした多くの有害物質が含まれています。本人は喫煙しなくても身の回りのタバコの煙を吸わされてしまうことを受動喫煙と言います。

肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群(SIDS)の4疾患は受動喫煙との関連が「確実」と判定されています。他に、こどもの呼吸器疾患や中耳炎を引き起こす可能性が指摘されており、妊婦やその周囲の人の喫煙によって低体重児や早産のリスクが上昇します。

こどもにとって一番身近なお父さん、お母さんは禁煙することをお勧めします。

お父さんとお母さんの健康を応援します！

- **がん検診** 定期的に健康状態をチェックしましょう。
● **その他の検診** がん検診(胃・大腸・肺・乳・子宮・前立腺)・ABC検診・肝炎ウイルス検診・骨密度測定・歯周病検診
※ それぞれ対象年齢が決まっています。
- **健康相談** 体と心の健康についてのご相談をお受けしています。
- **健康づくり** 健康の維持増進のために健康講座を実施しています。

問 健康子育て課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp





発行：横瀬町

〒368-0072 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地
電話 0494-25-0111(代表)/FAX 0494-23-9349
<http://www.town.yokoze.saitama.jp/>

編集：横瀬町健康子育て課

令和7年3月



横瀬町HP